

平成29年9月

就労系障害福祉サービス事業所 各位

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

難病のある人に対する就労支援における合理的配慮を推進するための研究へのご協力をお願い（依頼）

平素より、障害保健福祉施策の推進につきまして、格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年4月に障害者総合支援法において、難病のある人が障害福祉サービスの利用対象となり、今年4月からは難病358疾病がその対象となっております。今後も難病のある人の就労系福祉サービス事業の利用の増加が予想されるとともに、利用者、事業者双方に有効な利用のあり方を検討することが重要になります。

このため、厚生労働科学研究費補助金「難病のある人に対する就労支援における合理的配慮を推進するための研究」（研究代表者：国立障害者リハビリテーションセンター 深津 玲子）の一環として、別紙の通り調査を行うことといたしました。

事業所各位におかれましては、趣旨をご理解の上、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

<<本調査に対するお問い合わせ先>>

国立障害者リハビリテーションセンター病院

臨床研究開発部

埼玉県所沢市並木4丁目1番地

Tel:04 - 2995 - 3100 (内線 3006)

メール: nanbyo@rehab.go.jp

担当: 中村・深津

就労系福祉サービスとは

就労系福祉サービスは、障害のある方が働くことを支援するサービスです。

「就労移行支援事業」

「就労継続支援 A 型事業（雇成型）」

「就労継続支援 B 型事業（非雇成型）」の 3 つがあります。

「就労移行支援事業」とは・・・

このサービスでは、就労に必要な知識や能力を高めるとともに、就労に関する相談や支援を行います。ご本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。利用期間には上限があります。（一般型は 2 年、資格取得型は 3～5 年）。企業などで一般就労を希望する 65 歳未満の方が利用できます。

「就労継続支援 A 型事業（雇成型）」とは・・・

このサービスでは、事業所が雇用契約に基づいて、就労や生産活動の機会を提供します。知識および能力向上のための訓練も行い、一般企業などでの就労をめざすこともできます。

障害のため現状では一般企業などで就労することが難しいが、一定の支援があれば労働者として雇用の形で働ける方が対象となります。利用期間の制限はありません。

「就労継続支援 B 型（非雇成型）」とは・・・

このサービスでは、事業所が生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力向上のための訓練を行います。雇用契約は結びません。

以前一般企業などで就労したけれど年齢や体力面で継続困難になった方や、就労移行支援（上記）を利用したけれど雇用に結びつかなかった方などが対象となります。働く力や体力が向上した場合は一般就労に向けた支援も行います。利用期間の制限はありません。

詳しくは、お住まいの市町村の福祉の窓口または

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/handbook/service/>で見ることができます。